

平成 3 0 年 1 1 月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第 6 9 号

射水市地区センター設置条例の一部改正について

(説 明)

下村コミュニティセンターの改築にあわせて、旧下庁舎を取り壊すことに伴い、下地区センターの窓口機能を下村交流センターに移転するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

下地区センターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市加茂中部 8 9 3 番地 ※旧下庁舎内

(改正後) 射水市加茂中部 8 3 8 番地 2 ※下村交流センター内

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

報告第 1 5 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 6	平成 3 0 年 1 0 月 1 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 3 9 9 , 6 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市沖地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
47	平成30年10月13日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,195,170円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 公用車と相手方車両の接触事故 発生日 平成30年2月27日 場 所 射水市作道地内
48	平成30年11月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,270,080円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山県 3 事由 公用車による物損事故 発生日 平成30年2月27日 場 所 射水市作道地内

